

平成28年2月3日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第1467号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年12月2日

判 決

滋賀県米原市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

(以下「原告[REDACTED]尾」という。)

岐阜県羽島市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

(以下「原告[REDACTED]田」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 武 川 真 弓

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福 田 吉 孝

同代理人支配人 丸 中 健 太 郎

主 文

- 1 被告は、原告[REDACTED]尾に対し、46万5089円及び内金46万5078円に対する平成17年2月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告[REDACTED]田に対し、177万7099円及び内金168万8930円に対する平成24年12月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、主文第1、2項につき仮に執行することができる。ただし、被告が担保として、第1項につき40万円を、第2項につき140万円を供託するときは、各仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告らが承継した各被相続人^が、貸金業者である被告との間で
した継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平
成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限を超
えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に
充当すると過払金が生じ、原告らはそれぞれ相続したと主張して、不当利
得返還請求権に基づき、過払金残元金及び利息の支払を求めた事案である。

2 前提事実（争いがないか、証拠（甲1及び2の各1, 2）及び弁論の 全趣旨により明らかな事実）

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律
の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて
「貸金業法」といい、区別の必要あるときは改正前を「旧貸金業法」
という。）3条所定の登録を受け、貸金業を営む株式会社であり、過去において []
（以下「文[]」という。）及び []
（以下「[]山」
という。）に対し、金銭消費貸借基本契約等に基づき、制限利率
を超えた約定利率で継続的に貸付けをし、弁済を受け、その結果制限
超過部分を利息債務に対する弁済として受領した。

(2) 文[]と被告は、別紙1の計算書のとおり、[]山と被告は、別紙2の
とおり、「年月日」欄記載の日に、「借入金額」、「弁済額」欄各記
載のとおり、借入れ、弁済の取引をした。（以下、各別紙を「計算書」
ともいう。）

3 原告らの主張

(1) 被告が悪意の受益者であること

被告は、文書及び山から制限超過部分の支払を受けており、これを元本に充当して計算し直すと、計算書記載のとおり、過払が生じた。被告は、これによって生じた過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを当然に認識していたもので、悪意の受益者（民法704条前段）にあたり、過払金を返還する義務がある。

制限超過部分を元本に充当して計算し直すと、計算書記載のとおり、過払残元金及び過払利息が生じている。

(2) 一連計算の当否

被告は、山と被告の取引について平成15年7月23日から平成17年1月20日までの取引（以下「第1取引」という。）と平成17年1月20日から平成24年12月19日までの取引（以下「第2取引」という。）に分かれ、二つの取引を事実上1個の連續した取引として計算することはできないと主張するが、第1取引終了と同時に第2取引を開始しており、第2取引は第1取引の借り換えとしてされたこと、第2取引と第1取引では極度額等が異なり、第2取引には不動産担保が設定されたが、いずれも極度額内で弁済、借入れを繰り返し、貸付残額に対する利息を毎月支払うリボルビング取引であったことからすると、第1取引と第2取引は事実上1個の連續した取引とみなすことができる。

(3) 和解の抗弁について

被告と山が、平成21年12月22日に、両名の間で約定利息に基づく残債務額についての認識が一致した上で、山の債務について改めて期限の利益を付す内容の合意をした。すなわち、合意の前提と

なった事項に争いがない上、互譲を内容とするものでないから民法上の和解に当たらない。

仮に前記合意（以下「本件和解」という。）が民法上の和解に当たるとしても、和解当時両者の認識が一致し、和解の基礎とした事情について要素の錯誤があった場合は、和解の確定力は及ばず、当事者は錯誤による無効を主張することができる。本件は、和解当時争いのなかった残債務額について錯誤があったのであるから、原告[]田の錯誤無効の主張は和解によって妨げられない。

(4) 消滅時効

文[]と被告の取引は、平成17年2月13日終了した。文[]は平成26年10月4日死亡し、妻子及び尊属が相続を放棄し、実妹が平成27年3月19日相続を放棄したため、文[]の実弟である原告[]尾が相続した。原告[]尾は、平成27年2月4日ころ到達の書面で被告に対し、文[]の過払金の返還を求める催告（請求）し、同請求後6か月以内に本訴を提起したから、消滅時効は中断した。

4 被告の主張

(1) 悪意の受益者でないこと

被告は、貸金業法17条所定の書面及び同法18条所定の書面を交付する業務体制を構築しており、旧貸金業法43条の適用が認められるとの認識を有していた。制限超過部分の受領について、旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合でも、被告は同項の適用があるとの認識を有し、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情があったから、悪意の受益者ではない。返還すべき利得の範囲は現存利益であるから法人税等を控除すべきであり、また、利息を付すべき始期は訴状送達日の翌日である。

(2) 一連計算の当否

被告と■山の第1取引は、限度額を50万円（後に100万円に増額）とする無担保無保証の小口信用取引で100万円の限度内で繰り返し借入れをすることができるものであったのに対し、第2取引は、■山の不動産に根抵当権を設定し限度額を320万円とする大口取引であって利率も異なる。第1取引と第2取引は利率、限度額、内容、担保の有無等の異なる取引であるから、第1取引で発生した過払金を第2取引の貸付債務に充当することはできない。

(3) 和解

被告は、平成21年12月22日■山との間で和解をし、同和解契約のほかなんらの債権債務のないことを確認したから、原告■田の請求は、和解に抵触するもので許されない。

上記和解の当時、制限超過部分を超える弁済が無効であり、過払金返還請求ができるることは、弁護士、司法書士の広告、テレビなどのコマーシャルで世間一般に周知されていた。■山は、弁護士等専門家に相談、依頼することが容易であったのに、それをせず和解に応じたのであるから、■山には重過失がある。

(4) 消滅時効

原告■尾が文■の相続人となったのは、平成27年3月19日先順位者が相続を放棄した後である。相続人となる前に原告■尾がした催告は無効であるから、時効中断の効力を有しない。

5 爭点

- (1) 被告が悪意の受益者か否か等
- (2) 一連計算の当否
- (3) ■山と被告のした和解についての錯誤主張の可否

(4) 原告[尾]の請求について、消滅時効の中止の有無

第3 当裁判所の判断

1 被告が悪意の受益者か否か等

(1) 貸金業者は、旧貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限利率を超えて利息として支払われた部分を有効な利息債務の弁済として受領することができるが、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。したがって、貸金業者が制限利率を超える利息債務の弁済を受領し、その受領につき旧貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者において、同項の適用があるとの認識を有し、かつ、その認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がない限り、民法704条の悪意の受益者と推定される（同旨最判平成19年7月13日）。

そして、上記推定を覆すための特段の事情とは、貸金業者が、当該取引において旧貸金業法43条1項の要件を満たすための手続を履践したこと、すなわち旧貸金業法17条、18条所定の各書面を交付した事実をいうものと解される。

(2) 本件では、前提事実記載のとおり、被告は貸金業者であり、文[]及び[]山との間で継続的金銭消費貸借取引があり、被告は、制限利率を超えた約定利率で貸付けを行い、制限超過部分を利息債務に対する弁済として受領していたから、上記特段の事情がない限り悪意の受益者と推定されるところ、被告が文[]及び[]山に対し、弁済の都度同法18条の書面を交付した事実を認めるに足りる的確な証拠はなく、前記特段の事情は認められない。

(3) 被告は悪意の受益者であるから、返還すべき利得の範囲は現存利益に限定されず、過払金を生じた日から民法704条所定の利息を付して返還する義務がある。

2 一連計算の当否等

証拠（甲2の1，2の2，乙B2～7）及び弁論の全趣旨によれば、第1取引は、極度額を50万円（後に100万円に増額）とする無担保無保証の信用取引で100万円の限度内で繰り返し借入れをすることができる取引であったのに対し、第2取引は、第1取引の債務の弁済資金を貸し付けることを目的とし、不動産に根抵当権を設定した貸付であったことが認められる。第1取引と第2取引は、基本契約を異にするだけでなく、利率、限度額等契約条件、内容を異にする取引であったということができる。しかし一方、前掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、両取引とも限度額の範囲で、顧客が継続して貸付と弁済を受けられるリボルビング取引であったことも認められる。第2取引は、第1取引の限度額が大きく変更されたにすぎないものということができるのであって、利率、担保設定などの相違も限度額の変更に伴うものとみることができるのである。

以上によると、第1取引と第2取引は事実上1個の連續した取引として、第1取引によって発生した過払金を第2取引の貸付債務に充当することができると解すべきである。

3 和解について錯誤主張の可否

(1) 証拠（乙B1）及び弁論の全趣旨によれば、平成21年12月28日、被告と■山は、平成17年1月20日付け金銭消費貸借基本契約にかかる残債務が295万2006円であること、同元金について同日以降年29.2パーセントの割合による遅延損害金支払義務がある

ことを認め、平成22年1月10日以降平成26年12月10日まで毎月10日限り7万円、平成27年1月10日限り2万6205円を支払うこととし、この間約定の弁済をする限り遅延損害金のうち年15パーセントを超える部分を免除することを内容とする本件和解をしたことが認められる。本件和解は、遅延損害金の一部免除と期限の猶予を含むもので民法上の和解に当たると解するのが相当である。

甲第2号証の1、2及び弁論の全趣旨によれば、本件和解当時、本件取引の約定に従うと、■山は被告に対し295万2006円の借入元本の返還債務を負っていたこと、本件取引を利息制限法所定の制限利率に引き直した計算に従うと、残債務額は114万2045円であったこと、本件和解に弁護士等の法律専門家が代理人となるといったことはなく、■山本人が本件和解を締結したことが認められる。

- (2) 和解は、当事者が互いに譲歩してその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる（民法695条）ものであり、紛争の蒸し返しを防ぐため、民法は、当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方へ移転し、又は消滅したものとする（同法696条）とし、争いの目的である権利について、その存否、帰属が和解の内容に反する事実が明らかになったとしても、和解によって定められた権利関係に消長を來さない旨を和解の確定効として定める。したがって争いの目的となる権利については、和解内容が事実に反し、当事者に錯誤があったとしても、これを主張して再び紛争を蒸し返すことは許されない。しかし、争いの目的とならな

い事項であって和解の要素をなすものについて錯誤がある場合には、和解の確定効は及ばない。

前記認定事実によると、本件和解は、本件取引の約定が有効でありみなし弁済が成立したことを当然の前提として、損害金を一部免除し、支払期限を猶予したものであって、みなし弁済の成否は争いの目的とならない事項であったということができる。

みなし弁済が成立しないとなると、本件和解当時、■山の残債務は14万2045円にすぎなかった。和解の当時このことを■山が認識していたら、本件和解をすることがなかったと認められるから、本件和解につき、争いの目的とならない事項で、和解の要素をなすものについて錯誤があったということができる。

そして、■山と被告が本件取引の約定に従い、みなし弁済が成立するものとして本件和解をしたことは明らかであるから、前記錯誤は■山と被告の間でされた和解の意思表示の内容についての錯誤に当たる。被告は、本件和解当時、利息制限法に基づく引直し計算と過払金のことは広告等で誰もが知っていたとし、専門家に依頼あるいは相談しなかった■山には重過失があった旨主張するが、貸金業者との清算につき専門家に相談することを一般市民に当然に期待できるものではないから、■山に重過失があったとは認められない。

よって、本件和解は民法95条に照らして無効である。

4 消滅時効

証拠（甲1の1、2、甲1の3の1～7、甲1の4の1～3、甲1の5）及び弁論の全趣旨によれば、文■と被告の取引は、平成17年2月13日終了したこと、文■は平成26年10月4日死亡し、妻子及び直系尊属がいずれも相続を放棄し、平成27年3月19日文■の実妹が相

続を放棄した結果、相続人は実弟である原告[尾]1人となり相続したこと、原告[尾]は、平成27年2月4日ころ到達の書面で被告に対し、文[の過払金の返還を求める催告（請求）]し、同請求後6か月以内に本訴を提起したことが認められる。

被告は、原告[尾]の催告が、いまだ相続人が確定する前にしたものであるから無効である旨を主張するが、相続を放棄した者は初めから相続人でなかつたものとみなされる結果、原告[尾]が文[の死亡の時からその権利義務を承継したこととなるのであって、被告の主張は採用できない。

5 結論

以上によれば、原告[尾]について別紙1の計算書記載のとおり、原告[田]について別紙2の計算書記載のとおり過払金及び利息の支払義務を負うことになる。

よって、原告らの各請求を認容することとし、仮執行宣言及びその免脱について民訴法259条1項、3項を適用して主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第1民事部

裁 判 官 三 木 昌 之

別 紙 1

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED] 文 [REDACTED]

過払利率 5%

口座番号: 0363-0035235-001

貸金業者: アイフル株式会社

作成者: 弁護士法人 公園通法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9. 12. 5	100,000		0.18				100,000		
2	H10. 1. 19		10,000	0.18	46	2,268	0	92,268	0	0
3	H10. 2. 26		10,000	0.18	38	1,729	0	83,997	0	0
4	H10. 4. 2		10,000	0.18	35	1,449	0	75,446	0	0
5	H10. 5. 12		10,000	0.18	40	1,488	0	66,934	0	0
6	H10. 6. 29		5,000	0.18	48	1,584	0	63,518	0	0
7	H10. 8. 14		7,000	0.18	46	1,440	0	57,958	0	0
8	H10. 9. 24		2,000	0.18	41	1,171	0	57,129	0	0
9	H10. 10. 26		7,000	0.18	32	901	0	51,030	0	0
10	H10. 11. 30		10,000	0.18	35	880	0	41,910	0	0
11	H10. 12. 29		10,000	0.18	29	599	0	32,509	0	0
12	H11. 2. 1		10,000	0.18	34	545	0	23,054	0	0
13	H11. 3. 1		3,000	0.18	28	318	0	20,372	0	0
14	H11. 3. 27	10,000		0.18	26	261	261	30,372	0	0
15	H11. 3. 30		5,000	0.18	3	44	0	25,677	0	0
16	H11. 4. 2	15,000		0.18	3	37	37	40,677	0	0
17	H11. 4. 24	10,000		0.18	22	441	478	50,677	0	0
18	H11. 4. 30		5,000	0.18	6	149	0	46,304	0	0
19	H11. 5. 9	15,000		0.18	9	205	205	61,304	0	0
20	H11. 5. 15	10,000		0.18	6	181	386	71,304	0	0
21	H11. 5. 22	7,000		0.18	7	246	632	78,304	0	0
22	H11. 5. 31		7,000	0.18	9	347	0	72,283	0	0
23	H11. 6. 12	10,000		0.18	12	427	427	82,283	0	0
24	H11. 6. 29		10,000	0.18	17	689	0	73,399	0	0
25	H11. 8. 2		10,000	0.18	34	1,230	0	64,629	0	0
26	H11. 8. 31		2,000	0.18	29	924	0	63,553	0	0
27	H11. 10. 6		5,000	0.18	36	1,128	0	59,681	0	0
28	H11. 11. 4		5,000	0.18	29	853	0	55,534	0	0
29	H11. 12. 3		5,000	0.18	29	794	0	51,328	0	0
30	H12. 1. 7		5,000	0.18	35	885	0	47,213	0	0
31	H12. 2. 2		3,000	0.18	26	603	0	44,816	0	0
32	H12. 3. 1		3,000	0.18	28	617	0	42,433	0	0
33	H12. 3. 8	1,049	0.18	7	146	0	41,530	0	0	0
34	H12. 3. 8	160,000		0.18	0	0	0	201,530	0	0
35	H12. 4. 5		10,000	0.18	28	2,775	0	194,305	0	0
36	H12. 5. 8		10,000	0.18	33	3,153	0	187,458	0	0
37	H12. 5. 11	30,000		0.18	3	276	276	217,458	0	0
38	H12. 5. 12	20,000		0.18	1	106	382	237,458	0	0
39	H12. 5. 21	30,000		0.18	9	1,051	1,433	267,458	0	0
40	H12. 6. 5		12,125	0.18	15	1,973	0	258,739	0	0
41	H12. 7. 5		13,000	0.18	30	3,817	0	249,556	0	0
42	H12. 7. 8	20,000		0.18	3	368	368	269,556	0	0
43	H12. 8. 3		14,000	0.18	26	3,446	0	259,370	0	0
44	H12. 8. 26	50,000		0.18	23	2,933	2,933	309,370	0	0
45	H12. 8. 27	50,000		0.18	1	152	3,085	359,370	0	0
46	H12. 9. 5		20,000	0.18	9	1,590	0	344,045	0	0
47	H12. 9. 7	50,000		0.18	2	338	338	394,045	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H12. 9. 10	50,000		0.18	3	581	919	444,045	0	0
49	H12. 9. 15	10,000		0.18	5	1,091	2,010	454,045	0	0
50	H12. 10. 5		10,000	0.18	20	4,466	0	450,521	0	0
51	H12. 11. 6		11,000	0.18	32	7,090	0	446,611	0	0
52	H12. 12. 5		13,000	0.18	29	6,369	0	439,980	0	0
53	H12. 12. 10	2,000		0.18	5	1,081	1,081	441,980	0	0
54	H13. 1. 4		14,000	0.18	25	5,436	0	434,497	0	0
55	H13. 2. 4		15,000	0.18	31	6,642	0	426,139	0	0
56	H13. 2. 12	2,000		0.18	8	1,681	1,681	428,139	0	0
57	H13. 3. 5		14,000	0.18	21	4,433	0	420,253	0	0
58	H13. 3. 24	3,000		0.18	19	3,937	3,937	423,253	0	0
59	H13. 4. 8		14,000	0.18	15	3,130	0	416,320	0	0
60	H13. 5. 8		14,000	0.18	30	6,159	0	408,479	0	0
61	H13. 5. 20	2,000		0.18	12	2,417	2,417	410,479	0	0
62	H13. 6. 15		24,000	0.18	26	5,263	0	394,159	0	0
63	H13. 7. 7	9,000		0.18	22	4,276	4,276	403,159	0	0
64	H13. 7. 18		15,000	0.18	11	2,186	0	394,621	0	0
65	H13. 8. 20		20,000	0.18	33	6,422	0	381,043	0	0
66	H13. 8. 26	9,000		0.18	6	1,127	1,127	390,043	0	0
67	H13. 9. 27		20,000	0.18	32	6,155	0	377,325	0	0
68	H13. 10. 28		15,000	0.18	31	5,768	0	368,093	0	0
69	H13. 10. 28	5,000		0.18	0	0	0	373,093	0	0
70	H13. 11. 29		20,000	0.18	32	5,887	0	358,980	0	0
71	H13. 12. 9	10,000		0.18	10	1,770	1,770	368,980	0	0
72	H14. 1. 4		20,000	0.18	26	4,731	0	355,481	0	0
73	H14. 2. 3		20,000	0.18	30	5,259	0	340,740	0	0
74	H14. 2. 3	10,000		0.18	0	0	0	350,740	0	0
75	H14. 2. 16	4,000		0.18	13	2,248	2,248	354,740	0	0
76	H14. 3. 4		20,000	0.18	16	2,799	0	339,787	0	0
77	H14. 3. 4	5,000		0.18	0	0	0	344,787	0	0
78	H14. 3. 6	3,000		0.18	2	340	340	347,787	0	0
79	H14. 4. 5		20,000	0.18	30	5,145	0	333,272	0	0
80	H14. 4. 6	8,000		0.18	1	164	164	341,272	0	0
81	H14. 5. 15		15,000	0.18	39	6,563	0	332,999	0	0
82	H14. 6. 18		14,000	0.18	34	5,583	0	324,582	0	0
83	H14. 6. 25		3,000	0.18	7	1,120	0	322,702	0	0
84	H14. 7. 11		7,000	0.18	16	2,546	0	318,248	0	0
85	H14. 8. 16		10,000	0.18	36	5,649	0	313,897	0	0
86	H14. 9. 19		10,000	0.18	34	5,263	0	309,160	0	0
87	H14. 10. 10		13,000	0.18	21	3,201	0	299,361	0	0
88	H14. 11. 15		18,000	0.18	36	5,314	0	286,675	0	0
89	H14. 12. 17		14,000	0.18	32	4,523	0	277,198	0	0
90	H15. 1. 10		13,000	0.18	24	3,280	0	267,478	0	0
91	H15. 2. 12		12,000	0.18	33	4,352	0	259,830	0	0
92	H15. 3. 12		12,000	0.18	28	3,587	0	251,417	0	0
93	H15. 4. 7		13,000	0.18	26	3,223	0	241,640	0	0
94	H15. 5. 13		15,000	0.18	36	4,289	0	230,929	0	0
95	H15. 6. 13		14,000	0.18	31	3,530	0	220,459	0	0
96	H15. 7. 11		14,000	0.18	28	3,044	0	209,503	0	0
97	H15. 8. 15		14,000	0.18	35	3,616	0	199,119	0	0
98	H15. 9. 22		16,000	0.18	38	3,731	0	186,850	0	0
99	H15. 10. 14		14,000	0.18	22	2,027	0	174,877	0	0
100	H15. 11. 19		15,000	0.18	36	3,104	0	162,981	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H15. 12. 12		14,000	0.18	23	1,848	0	150,829	0	0
102	H16. 1. 15		14,000	0.18	34	2,525	0	139,354	0	0
103	H16. 2. 13		12,000	0.18	29	1,987	0	129,341	0	0
104	H16. 3. 17		13,000	0.18	33	2,099	0	118,440	0	0
105	H16. 4. 19		13,000	0.18	33	1,922	0	107,362	0	0
106	H16. 5. 10		11,000	0.18	21	1,108	0	97,470	0	0
107	H16. 6. 15		14,000	0.18	36	1,725	0	85,195	0	0
108	H16. 7. 12		13,000	0.18	27	1,131	0	73,326	0	0
109	H16. 8. 16		15,000	0.18	35	1,262	0	59,588	0	0
110	H16. 9. 14		13,000	0.18	29	849	0	47,437	0	0
111	H16. 10. 7		12,000	0.18	23	536	0	35,973	0	0
112	H16. 11. 10		13,000	0.18	34	601	0	23,574	0	0
113	H16. 12. 7		12,000	0.18	27	313	0	11,887	0	0
114	H17. 2. 3		10,000	0.18	58	339	0	2,226	0	0
115	H17. 2. 4		11,400	0.18	1	1	0	-9,173	0	0
116	H17. 2. 13	455,905	0.18	9	0	0	0	-465,078	-11	-11
117			0.18	0	0	0	合計 ;	-465,089	0	0

別 紙 2

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: 山 ()

過払利率 5%

口座番号: 0518-0036050-001

貸金業者: アイフル株式会社

作成者: 弁護士法人 公園通法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	H15.7.23	60,000		0.2				60,000		
2	H15.7.25	250,000		0.18	3	98	98	310,000	0	0
3	H15.7.31	40,000		0.18	6	917	1,015	350,000	0	0
4	H15.8.4		352,669	0.18	4	690	0	-964	0	0
5	H15.8.15	300,000		0.18	11	0	0	299,035	-1	0
6	H15.8.17	200,000		0.18	2	294	294	499,035	0	0
7	H15.8.18		331,000	0.18	1	246	0	168,575	0	0
8	H15.8.19	30,000		0.18	1	83	83	198,575	0	0
9	H15.8.22	280,000		0.18	3	293	376	478,575	0	0
10	H15.8.25		14,890	0.18	3	708	0	464,769	0	0
11	H15.8.25		221,670	0.18	0	0	0	243,099	0	0
12	H15.8.25		9,440	0.18	0	0	0	233,659	0	0
13	H15.8.27		985	0.18	2	230	0	232,904	0	0
14	H15.8.27	465,000		0.18	0	0	0	697,904	0	0
15	H15.8.27		379,800	0.18	0	0	0	318,104	0	0
16	H15.9.3	30,000		0.18	7	1,098	1,098	348,104	0	0
17	H15.9.8	25,000		0.18	5	858	1,956	373,104	0	0
18	H15.9.11	140,000		0.18	3	551	2,507	513,104	0	0
19	H15.9.20	180,000		0.18	9	2,277	4,784	693,104	0	0
20	H15.9.29		25,000	0.18	9	3,076	0	675,964	0	0
21	H15.10.27		38,000	0.18	28	9,333	0	647,297	0	0
22	H15.11.5	41,000		0.18	9	2,872	2,872	688,297	0	0
23	H15.11.27		30,000	0.18	22	7,467	0	668,636	0	0
24	H15.12.29		27,000	0.18	32	10,551	0	652,187	0	0
25	H16.1.2	24,000		0.18	4	1,284	1,284	676,187	0	0
26	H16.1.29		30,000	0.18	27	8,978	0	656,449	0	0
27	H16.3.1		40,000	0.18	32	10,331	0	626,780	0	0
28	H16.3.29		25,000	0.18	28	8,631	0	610,411	0	0
29	H16.4.17	20,000		0.18	19	5,703	5,703	630,411	0	0
30	H16.4.30		30,000	0.18	13	4,030	0	610,144	0	0
31	H16.5.3	340,000		0.18	3	900	900	950,144	0	0
32	H16.5.31		70,000	0.18	28	13,083	0	894,127	0	0
33	H16.6.17	50,000		0.18	17	7,475	7,475	944,127	0	0
34	H16.6.30		39,000	0.18	13	6,036	0	918,638	0	0
35	H16.7.28		40,000	0.18	28	12,650	0	891,288	0	0
36	H16.8.3		180,000	0.18	6	2,630	0	713,918	0	0
37	H16.8.14	200,000		0.18	11	3,862	3,862	913,918	0	0
38	H16.8.19		310,000	0.18	5	2,247	0	610,027	0	0
39	H16.8.22	20,000		0.18	3	900	900	630,027	0	0
40	H16.8.28	290,000		0.18	6	1,859	2,759	920,027	0	0
41	H16.9.20		40,000	0.18	23	10,406	0	893,192	0	0
42	H16.10.19		40,000	0.18	29	12,738	0	865,930	0	0
43	H16.10.19	38,000		0.18	0	0	0	903,930	0	0
44	H16.11.15		37,000	0.18	27	12,003	0	878,933	0	0
45	H16.12.17		40,000	0.18	32	13,832	0	852,765	0	0
46	H17.1.8	70,000	0.18	22	9,235	0	792,000	0	0	0
47	H17.1.11	2,000	0.18	3	1,171	1,171	794,000	0	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H17. 1. 12		40,000	0.18	1	391	0	755,562	0	0
49	H17. 1. 20		882,223	0.18	8	2,980	0	-123,681	0	0
50	H17. 1. 20	3,200,000		0.15	0	0	0	3,076,319	0	0
51	H17. 1. 20		80,000	0.15	0	0	0	2,996,319	0	0
52	H17. 1. 20		680,000	0.15	0	0	0	2,316,319	0	0
53	H17. 1. 20		750,000	0.15	0	0	0	1,566,319	0	0
54	H17. 1. 20		718,000	0.15	0	0	0	848,319	0	0
55	H17. 1. 21	500,000		0.15	1	348	348	1,348,319	0	0
56	H17. 1. 22	310,000		0.15	1	554	902	1,658,319	0	0
57	H17. 1. 23	100,000		0.15	1	681	1,583	1,758,319	0	0
58	H17. 2. 3		20,000	0.15	11	7,948	0	1,747,850	0	0
59	H17. 2. 4	30,000		0.15	1	718	718	1,777,850	0	0
60	H17. 2. 9	401,000		0.15	5	3,653	4,371	2,178,850	0	0
61	H17. 2. 15	60,000		0.15	6	5,372	9,743	2,238,850	0	0
62	H17. 2. 17	250,000		0.15	2	1,840	11,583	2,488,850	0	0
63	H17. 2. 18	500,000		0.15	1	1,022	12,605	2,988,850	0	0
64	H17. 3. 1		40,000	0.15	11	13,511	0	2,974,966	0	0
65	H17. 3. 30		70,000	0.15	29	35,455	0	2,940,421	0	0
66	H17. 5. 2		80,000	0.15	33	39,876	0	2,900,297	0	0
67	H17. 5. 31		70,000	0.15	29	34,565	0	2,864,862	0	0
68	H17. 6. 28		70,000	0.15	28	32,965	0	2,827,827	0	0
69	H17. 8. 1		76,126	0.15	34	39,512	0	2,791,213	0	0
70	H17. 9. 1		71,000	0.15	31	35,559	0	2,755,772	0	0
71	H17. 10. 3		73,000	0.15	32	36,240	0	2,719,012	0	0
72	H17. 11. 2		70,000	0.15	30	33,522	0	2,682,534	0	0
73	H17. 11. 29		65,000	0.15	27	29,765	0	2,647,299	0	0
74	H18. 1. 5		70,000	0.15	37	40,253	0	2,617,552	0	0
75	H18. 1. 5		10,000	0.15	0	0	0	2,607,552	0	0
76	H18. 1. 31		61,000	0.15	26	27,861	0	2,574,413	0	0
77	H18. 3. 2		66,000	0.15	30	31,739	0	2,540,152	0	0
78	H18. 4. 3		72,000	0.15	32	33,404	0	2,501,556	0	0
79	H18. 5. 8		64,000	0.15	35	35,981	0	2,473,537	0	0
80	H18. 6. 1		68,000	0.15	24	24,396	0	2,429,933	0	0
81	H18. 7. 6		70,000	0.15	35	34,951	0	2,394,884	0	0
82	H18. 8. 14	1,000		0.15	39	38,383	0	2,368,267	0	0
83	H18. 8. 14		1,000	0.15	0	0	0	2,369,267	0	0
84	H18. 8. 14		279,000	0.15	0	0	0	2,368,267	0	0
85	H18. 9. 5		80,000	0.15	22	23,934	0	2,591,201	0	0
86	H18. 9. 30		61,000	0.15	25	26,621	0	2,556,822	0	0
88	H18. 10. 31		76,000	0.15	31	32,573	0	2,513,395	0	0
89	H18. 11. 30		70,000	0.15	30	30,987	0	2,474,382	0	0
90	H19. 1. 5		80,000	0.15	36	36,607	0	2,430,989	0	0
91	H19. 2. 2		64,000	0.15	28	27,973	0	2,394,962	0	0
92	H19. 3. 8		76,000	0.15	34	33,463	0	2,352,425	0	0
93	H19. 4. 10		73,000	0.15	33	31,902	0	2,311,327	0	0
94	H19. 5. 1		52,000	0.15	21	19,947	0	2,279,274	0	0
95	H19. 6. 2		66,000	0.15	32	29,974	0	2,243,248	0	0
96	H19. 6. 2		5,000	0.15	0	0	0	2,238,248	0	0
97	H19. 7. 3		70,000	0.15	31	28,514	0	2,196,762	0	0
98	H19. 8. 5		70,000	0.15	33	29,791	0	2,156,553	0	0
99	H19. 9. 4		69,000	0.15	30	26,587	0	2,114,140	0	0
100	H19. 10. 1		60,000	0.15	27	23,458	0	2,077,598	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
101	H19. 11. 2		70,000	0.15	32	27,321	0	2,034,919	0	0
102	H19. 12. 10		80,000	0.15	38	31,778	0	1,986,697	0	0
103	H20. 1. 16		78,000	0.15	37	30,172	0	1,938,869	0	0
104	H20. 2. 1		43,000	0.15	16	12,713	0	1,908,582	0	0
105	H20. 3. 10		80,000	0.15	38	29,723	0	1,858,305	0	0
106	H20. 4. 7		62,000	0.15	28	21,324	0	1,817,629	0	0
107	H20. 5. 8		70,000	0.15	31	23,092	0	1,770,721	0	0
108	H20. 6. 10		70,000	0.15	33	23,948	0	1,724,669	0	0
109	H20. 7. 14		71,000	0.15	34	24,032	0	1,677,701	0	0
110	H20. 8. 12		63,000	0.15	29	19,939	0	1,634,640	0	0
111	H20. 9. 9		73,000	0.15	28	18,758	0	1,580,398	0	0
112	H20. 9. 9	10,000		0.15	0	0	0	1,590,398	0	0
113	H20. 9. 9		10,000	0.15	0	0	0	1,580,398	0	0
114	H20. 9. 24	170,000		0.15	15	9,715	9,715	1,750,398	0	0
115	H20. 10. 9		85,000	0.15	15	10,760	0	1,685,873	0	0
116	H20. 10. 15	50,000		0.15	6	4,145	4,145	1,735,873	0	0
117	H20. 11. 11		80,000	0.15	27	19,208	0	1,679,226	0	0
118	H21. 1. 21		87,000	0.15	71	48,902	0	1,641,128	0	0
119	H21. 2. 13		45,000	0.15	23	15,512	0	1,611,640	0	0
120	H21. 3. 24		50,000	0.15	39	25,830	0	1,587,470	0	0
121	H21. 4. 27		80,000	0.15	34	22,181	0	1,529,651	0	0
122	H21. 7. 7		75,000	0.15	71	44,632	0	1,499,283	0	0
123	H21. 8. 13		122,000	0.15	37	22,797	0	1,400,080	0	0
124	H21. 9. 15		71,000	0.15	33	18,987	0	1,348,067	0	0
125	H21. 10. 15		72,000	0.15	30	16,620	0	1,292,687	0	0
126	H21. 11. 26		89,000	0.15	42	22,312	0	1,225,999	0	0
127	H21. 12. 8		90,000	0.15	12	6,046	0	1,142,045	0	0
128	H22. 1. 9		70,000	0.15	32	15,018	0	1,087,063	0	0
129	H22. 2. 9		70,000	0.15	31	13,848	0	1,030,911	0	0
130	H22. 3. 10		70,000	0.15	29	12,286	0	973,197	0	0
131	H22. 4. 10		70,000	0.15	31	12,398	0	915,595	0	0
132	H22. 5. 18		66,000	0.15	38	14,298	0	863,893	0	0
133	H22. 5. 19		5,000	0.15	1	355	0	859,248	0	0
134	H22. 6. 11		60,000	0.15	23	8,121	0	807,369	0	0
135	H22. 7. 10		81,000	0.15	29	9,622	0	735,991	0	0
136	H22. 8. 20		70,000	0.15	41	12,400	0	678,391	0	0
137	H22. 9. 17		44,000	0.15	28	7,806	0	642,197	0	0
138	H22. 9. 22		16,000	0.15	5	1,319	0	627,516	0	0
139	H22. 10. 22		71,000	0.15	30	7,736	0	564,252	0	0
140	H22. 11. 11		38,000	0.15	20	4,637	0	530,889	0	0
141	H22. 11. 21		600,000	0.15	10	2,181	0	-66,930	0	0
142	H22. 12. 11		70,000	0.15	20	0	0	-136,930	-183	-183
143	H23. 1. 12		70,000	0.15	32	0	0	-206,930	-600	-783
144	H23. 2. 15		70,000	0.15	34	0	0	-276,930	-963	-1,746
145	H23. 3. 10		70,000	0.15	23	0	0	-346,930	-872	-2,618
146	H23. 4. 20		45,000	0.15	41	0	0	-391,930	-1,948	-4,566
147	H23. 5. 9		34,000	0.15	19	0	0	-425,930	-1,020	-5,586
148	H23. 5. 24		40,000	0.15	15	0	0	-465,930	-875	-6,461
149	H23. 6. 9		40,000	0.15	16	0	0	-505,930	-1,021	-7,482
150	H23. 6. 16		14,000	0.15	7	0	0	-519,930	-485	-7,967
151	H23. 6. 28		17,000	0.15	12	0	0	-536,930	-854	-8,821
152	H23. 7. 12		32,000	0.15	14	0	0	-568,930	-1,029	-9,850
153	H23. 7. 26		32,000	0.15	14	0	0	-600,930	-1,091	-10,941

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H23. 8. 11		53,000	0.15	16	0	0	-653,930	-1,317	-12,258
155	H23. 8. 30		10,000	0.15	19	0	0	-663,930	-1,702	-13,960
156	H23. 8. 30		3,000	0.15	0	0	0	-666,930	0	-13,960
157	H23. 9. 26		38,000	0.15	27	0	0	-704,930	-2,466	-16,426
158	H23. 9. 27		4,000	0.15	1	0	0	-708,930	-96	-16,522
159	H23. 9. 30		20,000	0.15	3	0	0	-728,930	-291	-16,813
160	H23. 10. 6		31,000	0.15	6	0	0	-759,930	-599	-17,412
161	H23. 10. 18		23,000	0.15	12	0	0	-782,930	-1,249	-18,661
162	H23. 11. 8		53,000	0.15	21	0	0	-835,930	-2,252	-20,913
163	H23. 12. 9		20,000	0.15	31	0	0	-855,930	-3,549	-24,462
164	H23. 12. 22		25,000	0.15	13	0	0	-880,930	-1,524	-25,986
165	H24. 1. 26		35,000	0.15	35	0	0	-915,930	-4,215	-30,201
166	H24. 2. 1		41,000	0.15	6	0	0	-956,930	-750	-30,951
167	H24. 2. 8		51,000	0.15	7	0	0	-1,007,930	-915	-31,866
168	H24. 2. 20		13,000	0.15	12	0	0	-1,020,930	-1,652	-33,518
169	H24. 2. 21		9,000	0.15	1	0	0	-1,029,930	-139	-33,657
170	H24. 3. 7		50,000	0.15	15	0	0	-1,079,930	-2,110	-35,767
171	H24. 3. 21		23,000	0.15	14	0	0	-1,102,930	-2,065	-37,832
172	H24. 4. 19		35,000	0.15	29	0	0	-1,137,930	-4,369	-42,201
173	H24. 6. 7		140,000	0.15	49	0	0	-1,277,930	-7,617	-49,818
174	H24. 8. 3		71,000	0.15	57	0	0	-1,348,930	-9,951	-59,769
175	H24. 8. 13		70,000	0.15	10	0	0	-1,418,930	-1,842	-61,611
176	H24. 9. 18		60,000	0.15	36	0	0	-1,478,930	-6,978	-68,589
177	H24. 10. 10		70,000	0.15	22	0	0	-1,548,930	-4,444	-73,033
178	H24. 11. 15		70,000	0.15	36	0	0	-1,618,930	-7,617	-80,650
179	H24. 12. 19		70,000	0.15	34	0	0	-1,688,930	-7,519	-88,169
							合計	-1,777,099		

これは正本である。

平成28年2月3日

京都地方裁判所第1民事部

裁判所書記官

楠田健太